

別記様式（第3条関係）

日本海漁火センター使用許可申請書

年 月 日

中泊町日本海漁火センター所長  
様

団体名  
責任者名



次のとおり中泊町日本海漁火センターを使用したいので、中泊町日本海漁火センター規則第3条の規定により申請します。

使用年月日	年 月 日～ 年 月 日
使用時間	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
使用目的	
人 員	
使用室名	
使用備品	
使用条件	①使用者はセンターの使用を終えたときは、直ちに清掃、整頓し、かつ、特別の設備をした場合は、原状に復しなければならない。 ②使用者はセンターの施設・設備を損壊又は亡失したときは、その損害額を賠償しなければならない。

使用許可書

上記申請書のとおりセンターの使用を許可する。

年 月 日

中泊町日本海漁火センター所長



別表(第7条関係)

日本海漁火センター使用料

区分	面積	使用料		暖房料	冷房料
		8時から17時	17時から22時		
イベントホール	536m <sup>2</sup>	1,570円	2,243円	903円	1,050円
日本海漁火資料室	98m <sup>2</sup>	469円	673円	90円	
第1研修室	83m <sup>2</sup>	459円	652円	90円	105円
第2研修室	61m <sup>2</sup>	449円	632円	90円	
図書室	77m <sup>2</sup>	459円	652円	90円	
老人修養室	50m <sup>2</sup>	438円	622円	90円	105円
婦人修養室	36m <sup>2</sup>	418円	601円	90円	105円
調理体験実習室	58m <sup>2</sup>	449円	632円	90円	105円

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 2 やむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合又は許可を得て8時前に使用する場合の使用料は、その使用時間1時間につき、8時前及び22時以降の使用のときは17時から22時までの、8時から17時までの使用のときは8時から17時までの、17時から22時までの使用のときは17時から22時までの区分の使用料の額の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 3 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 4 調理体験実習室を使用した場合の光熱水費は、1時間当たり100円とする。
- 5 営利を目的とした場合は、使用料の3倍とする。
- 6 町外の利用者は、使用料の5割増しとする。